

●香川県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年5月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岩崎高松線（166号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川東上字一小路 796番4地先から 高松市香川町川東上字一小路 792番5地先まで	13.2~14.9	85	平成30年香川県告示第187号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年5月6日